

平成 25 年度
スクールソーシャルワーカー
実践活動事例集

平成 26 年 9 月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

はじめに

最近においても、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生するなど、いじめの問題をはじめとして、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動等は極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題となっています。さらに、子供の貧困、児童虐待などの家庭の問題やネット上のいじめの問題など、近年の子供たちを取り巻く環境等の変化とともに、今までの生徒指導体制では十分に対応しにくい事案の増加も大きな課題の一つとして挙げられます。

文部科学省では、平成20年度から、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図ってきました。その中で、スクールソーシャルワーカーの「活動方針等に関する指針（ビジョン）」を策定し、積極的な周知を図ったり、スーパービジョン体制を導入したりするなど、スクールソーシャルワーカーを一層効果的に活用するための取組も広がっています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災への対応について、文部科学省では、スクールソーシャルワーカーの派遣を含む緊急スクールカウンセラー等派遣事業を実施しています。被災児童生徒の心のケアだけでなく、就学や生活支援のための福祉機関等関係機関・団体との連携調整などにおいて、スクールソーシャルワーカーが効果的に活用されているところです。

さらに、平成25年2月の教育再生実行会議第一次提言においては、国及び教育委員会は、学校における日常的な相談窓口としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を一層促進することが、平成25年9月施行のいじめ防止対策推進法においては、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を各学校に置くことがそれぞれ示されています。加えて、本年8月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱においても、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けた上で、学校と福祉部局が連携して解決していく体制を整備するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置推進を図ることとされており、スクールソーシャルワーカーの役割は、ますますその重要性を高めています。

今般、教育委員会や学校がスクールソーシャルワーカーの活用の在り方についてより一層の理解と認識を持ち、児童生徒への更なる支援に資するよう、平成25年度におけるスクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制やいじめ問題解決のための活用事例など、各教育委員会の取組等を紹介した実践活動事例集を作成しました。

本事例集が、各教育委員会や学校において、今後、スクールソーシャルワーカーを活用していく際の参考となり、その取組が一層促進されることを期待しています。

平成 25 年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集

目 次

各都道府県・指定都市・中核市の取組の概要

・各都道府県・指定都市・中核市の取組の概要	・ ・ ・	1
-----------------------	-------	---

参考 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等

・スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領	・ ・ ・	156
・緊急スクールカウンセラー等派遣事業	・ ・ ・	160

各都道府県・指定都市・中核市の取組の概要

(注)

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県、指定都市、中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- | | | |
|-----------------------------------|-------|-------|
| ①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等） | ②いじめ | |
| ③不登校 | ④児童虐待 | ⑤暴力行為 |
| ⑥その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等） | | |